

**税**の申告受付が始まります

**申告はお早めに**

平成28年度の「市県民税」と平成27年分の「所得税」の申告の時期です。  
この申告は、平成28年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

**申告期限**  
**3月15日(火)**

**市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告**

◎ **申告・受付会場**

地区	とき	ところ
松原	1月27日(水)	松原住民センター
萱瀬	28日(木)	萱瀬 〃
鈴田	29日(金)	鈴田 〃
西大村	2月1日(月)～4日(木)	中地区公民館(注1)
福重	5日(金)	福重住民センター
竹松	8日(月)～10日(水)	竹松 〃
三浦	12日(金)	三浦 〃
大村	16日(火)～29日(月) ※土・日曜日を除く	市役所大会議室

【受付時間】午前9時～11時30分／午後1時～4時

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(火)～15日(火)  
(土・日曜日を除く)に市役所2階大会議室で受け付けます。  
※「所得税の確定申告」を提出する人は申告の必要はありません。  
(注1) 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

◎ **申告に必要なもの**

- 印かん、申告書、源泉徴収票・年金、恩給を含む)
- 社会保険料・生命保険料・地震保険料証明書、医療費の領収書など各種所得控除のための書類
- 営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

■ 税務課(内線1222～1224)

**公的年金等の収入金額が400万円以下の皆さんへ**

公的年金等の収入金額が400万円以下(注2)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

(注2) 複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額の合計額。

**次に該当する人は確定申告してください。**

所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることにより所得税が還付される人は、税務署または2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)までに市役所2階大会議室で確定申告書を提出してください。

**次に該当する人は市県民税の申告が必要です。**

- 公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦(寡夫)控除等)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追加)の適用を受けるとき
- 公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得等)があるとき

## 所得税の確定申告

### ◎市役所会場(2階大会議室)

受付時間は午前9時～午後4時  
 ・所得税の申告 2月16日(火)～3月15日(火)  
 ※土・日曜日を除く  
 ※午前11時30分～午後1時は受け付けできません。

### ◎諫早税務署会場(平日のみ)

受付時間は午前9時～午後4時  
 ・所得税、贈与税の申告 3月15日(火)まで  
 ・消費税の申告 3月31日(木)まで  
 ・還付の申告 随時受け付けます  
 ・確定申告相談 2月16日(火)から  
 ※諫早税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

### ◎振替納税をご利用の皆さんへ

・所得税の振替日 4月20日(水)  
 ・消費税の振替日 4月25日(月)  
 ※振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

### ◎郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45  
 諫早税務署

### ◎注意事項

・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。  
 ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。  
 ・所得税の納入期限は、3月15日(火)です。

■諫早税務署 ☎②1370

## 住民税の住宅ローン控除対象の皆さんへ

### 1 平成11年～18年末までに入居した人

(税源移譲に伴う特別措置)

### ◎対象者

① 居住開始日が平成11年～18年末で、平成26年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。

② 平成27年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額などが0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

### 2 平成21年～31年6月末までに入居した人

### ◎対象者

① 居住開始日が平成21年～31年6月末で、平成26年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。

② 平成27年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額などが0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

### 3 控除額

1 または2に該当する人で、次のいずれか小さい額ア. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除できなかった額。

イ. 所得税の課税総所得金額などの額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)。

※平成26年4月1日以降に入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率8%で購入した人の場合は、右記の額になります。なお、平成26年3月31日までに入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率が5%の場合は所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)になります。

■税務課(内線122)

## 事業主の皆さんへ

### eLTAX(エルタックス)をご利用ください

eLTAXを利用すると、給与支払報告書や法人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

### ◎市で利用できる申告書など

・個人市民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出)  
 ※市県民税の申告はできません。

・法人市民税(申告書、法人市民税に係る届出)

・固定資産税(償却資産申告書)  
 利用方法など詳しくは、eLTAXのホームページ([www.eltax.jp/](http://www.eltax.jp/))をご覧ください。

地方電子化協議会サポートデスク  
 ☎0570(081)459(全国) 律市内通話料金  
 I P 電話やPHS: ☎03(5765)7234  
 利用時間: 午前8時30分～午後9時(平日のみ)

## 確定申告の時期は、 税務署の閉庁日も対応します

とき 2月21日(日)・28日(日)

いずれも午前9時～午後4時

ところ NBC別館(長崎市上町1-35)

※長崎税務署が対応します

対応内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

■諫早税務署 ☎②1370

# あなたは申告が必要？不要？

